

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが、一定期間内に本人の都合による離職又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

<u>(1) 入社後 1 ヶ月以内に離職した場合</u>	<u>80%</u>
<u>(2) 入社後 1 ヶ月超 2 ヶ月以内に離職した場合</u>	<u>50%</u>
<u>(3) 入社後 2 ヶ月超 3 ヶ月以内に離職した場合</u>	<u>20%</u>

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就労中の派遣労働者を求人者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。

許可番号 13-ユ-312388

事業所の名称及び所在地 プラス・フリー株式会社

東京都千代田区神田三崎町 2-14-2 川口屋ビル 5 F